

# 特定非営利活動法人つながるみどり

## 定款

### 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つながるみどりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府和泉市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域・団体・個人に対し、みどりに関する教育活動や交流事業を展開すると共に、環境に配慮した造園に関する製品・サービスの開発を行い、みどりあふれる豊かな社会の実現を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①植物・造園をテーマとしたイベント・講習会の開催事業
- ②伐採木や不要木を活用したサービス・製品の開発事業
- ③造園関係者の資質向上・業界活性化を目的とした研修会等の開催事業
- ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①造園・緑地管理等に関する工事・業務の受託及び斡旋事業
- ②造園関連資材の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが

できる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以下
- (2) 監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長とし、1 人又は 2 人の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下「オンライン会議システム」という。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、第 35 条第2項及び第 37 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残

存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人のウェブサイト又は内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。ただし、法第 31 条の 10 及び第 31 条の 12 の公告は官報に掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 徳地 牧夫

副理事長 中西 一仁

理事 中島 寛樹

監事 椿 竜一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 7 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 4 月 3 0 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 10,000 円

賛助会員 5,000 円

(2) 年会費 正会員 1 口 5,000 円（1 口以上）

賛助会員 1 口 3,000 円（1 口以上）

# 役 員 名 簿

特定非営利活動法人つながるみどり

| 役職名 | ふりがな<br>氏 名        | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|-----|--------------------|--------|-------|
| 理 事 | とくち まきお<br>徳地 牧夫   |        | 無     |
| 理 事 | なかにし かずひと<br>中西 一仁 |        | 無     |
| 理 事 | なかじま ひろき<br>中島 寛樹  |        | 無     |
| 監 事 | つばき りゅういち<br>椿 竜一  |        | 無     |
|     |                    |        |       |
|     |                    |        |       |

# 設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人つながるみどり

設 立 代 表 者 徳 地 牧 夫

## 1. 設立趣旨

みどりは、四季折々に人々の心に癒しや安らぎを与えます。また、豊かなみどりによって地球環境の循環サイクルが保たれており、人間を含むあらゆる動物にとってみどりは必要不可欠なものです。一方、都市部においては自然の山林や緑地の伐開を伴う開発が進み、宅地では住宅様式の変化により、庭や植栽を設けないことが一般的となり、人々の普段の生活の中でみどりに触れる機会が減少しています。

そこで、造園業に関わる私たちが中心となって、みどりあふれる豊かな社会の実現を目指すことを目的に、地域住民を対象に樹木の育て方やお手入れをレクチャーする「みどりの教室」や、こども園の園児を対象に園庭のみどりとふれあう「みどりのワークショップ」を開催し、みどりの魅力や大切さを発信してきました。参加者からは、「まちのみどりを意識するようになった」「みどりに触れる楽しさを感じることができた」などの感想を数多く得ることができ、人々のみどりを大切にする想いを育むことへ、一定の成果を得ることができました。また、これらの活動は参画するコミュニティや組織内の交流が促進され、事業を提供する私たちメンバー間でも造園事業に対する誇りや意識の向上にもつながるなど、参画する組織や人々にとって有益な活動となることを認識しました。

さらに活動を通して、私たち造園事業に従事する者としても、これまでの本業とは異なる新たなアプローチで地域や人々へ貢献できることの可能性を実感しました。今後は、日々の造園事業活動の中で発生する伐採木等の再資源化(リサイクル)や不用となった樹木の再利用(リユース)など、わたしたちの目的達成に向け、新たな取り組みにもチャレンジしてまいります。

なお、これらの活動は「営利目的」ではなく、みどりを通じてより良い社会を実現するという「社会貢献活動」としての位置付けを明確にすると共に、事業を定着させさらに活動の分野や参画者を広げていくためにも、社会的に認められた公的な組織として存在する必要性を感じたため、NPO 法人の設立認証申請に至りました。

NPO 法人化を機に、事業やイベントをより組織的・多角的に展開するとともに、SNS 等を活用した広報展開により参画者の拡大を目指します。地域・組織・人々がみどりを中心に「つながる」、豊かなみどりが未来に向けて「つながる」、その役割を担う NPO 法人として地域社会の発展に寄与してまいります。

## 2. 申請に至るまでの経緯

令和5年1月1日 任意団体「つながるみどり」発足

令和5年3月5日 近隣住民対象「みどりの教室」開催

令和5年6月10日 和泉市内Sこども園対象「みどりのワークショップ1回目」開催

令和5年11月11日 和泉市内Sこども園対象「みどりのワークショップ2回目」開催

令和6年2月3日 和泉市内Sこども園対象「みどりのワークショップ3回目」開催

令和6年3月1日 メンバー間でNPO法人化への意思確認

# 初年度事業計画書

設立の日から令和8年4月30日まで

特定非営利活動法人つながるみどり

## I 事業の実施方針

第1期目となる初年度は、こども園などの組織・団体を対象に、みどりとふれあうワークショップを開催し、参加者にみどりにふれる魅力や楽しさを感じていただく。また、造園事業の中で発生した伐採木を活用した商品やサービスを試作開発し、次年度の販売・提供に向けた準備を整える。活動を周知するため、ホームページやSNSページの開設及び情報発信に取り組む。

地域・組織・人々がみどりを中心に「つながる」、豊かなみどりが未来に向けて「つながる」、その役割を担うNPO法人として地域社会の発展に寄与する。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 植物・造園をテーマとしたイベント・講習会の開催事業

- |          |                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 【内 容】    | みどりのお手入れ体験やみどりを活用した遊び体験など                                     |
| 【実施場所】   | 和泉市内ほか                                                        |
| 【実施日時】   | 設立の日から令和8年4月の間に 計4回                                           |
| 【事業の対象者】 | こども園の園児（1回）<br>地域の団体・組織（1回）<br>地域住民（2回）                       |
| 【収 益】    | 8万円（イベント・講習会参加費として1回2万円 計4回分）                                 |
| 【費 用】    | 9.9万円（イベント・講習会材料費として1回2万円 計4回分、交通費4千円、広報宣伝費1万円、通信費4千円、印刷費1千円） |

#### (2) 伐採木や不要木を活用したサービス・製品の開発事業

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 【内 容】    | 造園事業で排出された伐採木を活用した薪の試作など |
| 【実施場所】   | 和泉市内ほか                   |
| 【実施日時】   | 設立の日から令和8年4月             |
| 【事業の対象者】 | （本年度は試作開発のため無し）          |

(3) 造園関係者の資質向上・業界活性化を目的とした研修会等の開催事業

【内 容】 造園に関する知識・技術の向上に資する勉強会の開催

【実施場所】 和泉市内ほか

【実施日時】 設立の日から令和8年4月の間に計2回

【事業の対象者】 造園業関係者

【費 用】 6.2万円（講師謝金2万円・会議費1万円 計2回分、交通費1千円、通信費1千円）

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

当該年度は実施予定なし。

## 2 その他の事業

当該年度は実施予定なし。

# 令和 8 年 度 事 業 計 画 書

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

特定非営利活動法人つながるみどり

## I 事業の実施方針

第2期目となる令和8年度は、こども園などの組織・団体を対象に、みどりとふれあうワークショップを開催し、参加者にみどりにふれる魅力や楽しさを感じていただく。前年度に試作開発した伐採木を活用した商品・サービスを、ホームページや提携する販売事業者を通じて提供する。

地域・組織・人々がみどりを中心に「つながる」、豊かなみどりが未来に向けて「つながる」、その役割を担う NPO 法人として地域社会の発展に寄与する。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 植物・造園をテーマとしたイベント・講習会の開催事業

- |          |                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 【内 容】    | みどりのお手入れ体験やみどりを活用した遊び体験など                                     |
| 【実施場所】   | 和泉市内ほか                                                        |
| 【実施日時】   | 令和8年5月～令和9年4月の間に 計4回                                          |
| 【事業の対象者】 | こども園の園児（1回）<br>地域の団体・組織（2回）<br>地域住民（2回）                       |
| 【収 益】    | 8万円（イベント・講習会参加費として1回2万円、4回分）                                  |
| 【費 用】    | 9.9万円（イベント・講習会材料費として1回2万円 計4回分、交通費4千円、広報宣伝費1万円、通信費4千円、印刷費1千円） |

#### (2) 伐採木や不要木を活用したサービス・製品の開発事業

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 【内 容】    | 造園事業で排出された伐採木を活用した薪の試作・販売 |
| 【実施場所】   | 和泉市内ほか                    |
| 【実施日時】   | 令和8年5月～令和9年4月             |
| 【事業の対象者】 | 一般の方々                     |
| 【収 益】    | 5万円（売上）                   |
| 【費 用】    | 4万円（材料運搬・加工費4万円）          |

(3) 造園関係者の資質向上・業界活性化を目的とした研修会等の開催事業

【内 容】 造園に関する知識・技術の向上に資する勉強会の開催

【実施場所】 和泉市内ほか

【実施日時】 令和8年5月～令和9年4月の間に計2回

【事業の対象者】 造園業関係者

【費 用】 6.2 万円（講師謝金2 万円・会議費1 万円 計2 回分、交通費1 千円、通信費1 千円）

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

当該年度は実施予定なし。

## 2 その他の事業

当該年度は実施予定なし。

設立当初の事業年度 活動予算書  
法人成立の日から令和8年4月30日まで  
特定非営利活動法人つながるみどり  
(単位：円)

| 科目                                | 金額      |         |         |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|
| I 経常収益                            |         |         |         |
| 1. 受取会費                           |         |         |         |
| 正会員受取会費                           | 150,000 |         |         |
| 賛助会員受取会費                          | 0       | 150,000 |         |
| 2. 受取寄附金                          |         |         |         |
| 受取寄附金                             | 0       | 0       |         |
| 3. 受取助成金等                         |         |         |         |
| 受取民間助成金                           | 0       | 0       |         |
| 4. 事業収益                           |         |         |         |
| 植物・造園をテーマとしたイベント・講習会の開催事業収益       | 80,000  |         |         |
| 伐採木や不要木を活用したサービス・製品の開発事業収益        | 0       |         |         |
| 造園関係者の資質向上・業界活性化を目的とした研修会等の開催事業収益 | 0       |         |         |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益        | 0       | 80,000  |         |
| 5. その他収益                          |         |         |         |
| 受取利息                              | 0       |         |         |
| 雑収益                               | 0       | 0       |         |
| 経常収益計                             |         |         | 230,000 |
| II 経常費用                           |         |         |         |
| 1. 事業費                            |         |         |         |
| ① 人件費                             |         |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| ② その他経費                           |         |         |         |
| 売上原価                              | 80,000  |         |         |
| 諸謝金                               | 40,000  |         |         |
| 会議費                               | 20,000  |         |         |
| 旅費交通費                             | 5,000   |         |         |
| 広報宣伝費                             | 10,000  |         |         |
| 通信費                               | 5,000   |         |         |
| 印刷製本費                             | 1,000   |         |         |
| その他経費計                            | 161,000 |         |         |
| 事業費計                              |         | 161,000 |         |
| 2. 管理費                            |         |         |         |
| ① 人件費                             |         |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| ② その他経費                           |         |         |         |
| 会議費                               | 5,000   |         |         |
| 旅費交通費                             | 5,000   |         |         |
| 広報宣伝費                             | 100,000 |         |         |
| 通信費                               | 5,000   |         |         |
| 印刷製本費                             | 1,000   |         |         |
| その他経費計                            | 116,000 |         |         |
| 管理費計                              |         | 116,000 |         |
| 経常費用計                             |         |         | 277,000 |
| 当期経常増減額                           |         |         | -47,000 |
| III 経常外収益                         |         |         |         |
| 1 固定資産売却                          |         |         |         |
| 経常外収益計                            | 0       | 0       | 0       |
| IV 経常外費用                          |         |         |         |
| 1 過年度損益修正損                        |         |         |         |
| 経常外費用計                            | 0       | 0       | 0       |
| 当期正味財産増減額                         |         |         | -47,000 |
| 設立時正味財産額                          |         |         | 0       |
| 次期繰越正味財産額                         |         |         | -47,000 |

令和 8 年度 活動予算書  
令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日まで  
特定非営利活動法人つながるみどり  
(単位：円)

| 科目                                | 金額      |         |         |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|
| I 経常収益                            |         |         |         |
| 1. 受取会費                           |         |         |         |
| 正会員受取会費                           | 80,000  |         |         |
| 賛助会員受取会費                          | 0       | 80,000  |         |
| 2. 受取寄附金                          |         |         |         |
| 受取寄附金                             | 0       | 0       |         |
| 3. 受取助成金等                         |         |         |         |
| 受取民間助成金                           | 60,000  | 60,000  |         |
| 4. 事業収益                           |         |         |         |
| 植物・造園をテーマとしたイベント・講習会の開催事業収益       | 80,000  |         |         |
| 伐採木や不要木を活用したサービス・製品の開発事業収益        | 50,000  |         |         |
| 造園関係者の資質向上・業界活性化を目的とした研修会等の開催事業収益 | 0       |         |         |
| その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益        | 0       | 130,000 |         |
| 5. その他収益                          |         |         |         |
| 受取利息                              | 0       |         |         |
| 雑収益                               | 0       | 0       |         |
| 経常収益計                             |         |         | 270,000 |
| II 経常費用                           |         |         |         |
| 1. 事業費                            |         |         |         |
| ① 人件費                             |         |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| ② その他経費                           |         |         |         |
| 売上原価                              | 120,000 |         |         |
| 諸謝金                               | 40,000  |         |         |
| 会議費                               | 20,000  |         |         |
| 旅費交通費                             | 5,000   |         |         |
| 広報宣伝費                             | 10,000  |         |         |
| 通信費                               | 5,000   |         |         |
| 印刷製本費                             | 1,000   |         |         |
| その他経費計                            | 201,000 |         |         |
| 事業費計                              |         | 201,000 |         |
| 2. 管理費                            |         |         |         |
| ① 人件費                             |         |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| ② その他経費                           |         |         |         |
| 会議費                               | 5,000   |         |         |
| 旅費交通費                             | 5,000   |         |         |
| 広報宣伝費                             | 20,000  |         |         |
| 通信費                               | 5,000   |         |         |
| 印刷製本費                             | 1,000   |         |         |
| その他経費計                            | 36,000  |         |         |
| 管理費計                              |         | 36,000  |         |
| 経常費用計                             |         |         | 237,000 |
| 当期経常増減額                           |         |         | 33,000  |
| III 経常外収益                         |         |         |         |
| 1 固定資産売却                          |         |         |         |
| 経常外収益計                            | 0       | 0       | 0       |
| IV 経常外費用                          |         |         |         |
| 1 過年度損益修正損                        |         |         |         |
| 経常外費用計                            | 0       | 0       | 0       |
| 当期正味財産増減額                         |         |         | 33,000  |
| 前期繰越正味財産額                         |         |         | -47,000 |
| 次期繰越正味財産額                         |         |         | -14,000 |